

社会福祉法人 福寿会

ケアハウス剣崎 重要事項説明書

【令和 5 年 4 月改正版】

当事業所は入居者に対して「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「石川県軽費老人ホーム利用料等取扱基準」に基づき、以下の重要事項に定める各種サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意ください。以下の通り説明します。

※当施設への入居は、原則として 60 歳以上、自立して生活するには不安があり、ある程度身の回りのことができる方が対象になります。

目次

1. 施設経営法人
2. ご利用施設
3. 施設の概要
4. 居室等の概要
5. 職員の配置状況
6. 当施設が提供するサービス
7. ケアハウス利用にあたってのサービス料金
8. 対象とならないサービスと利用料金
9. 利用料金のお支払方法
10. 入居中の医療の提供について
11. 居室への立ち入り
12. 長期不在
13. サービス提供における施設の義務
14. サービスをやめる場合（契約の終了について）
15. 退居後の所有物の引きとり
16. 苦情の受付について
17. 事故発生時の対応について
18. 緊急時における対応について
19. 損害賠償について
20. 非常災害時の対応
21. 施設利用の留意事項

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 福寿会
- (2) 法人所在地 石川県白山市山島台4丁目100番地
- (3) 電話番号 (076) 276-3545
- (4) 代表者氏名 理事長 南 眞次
- (5) 設立年月 昭和57年11月29日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 軽費老人ホーム
- (2) 施設の目的
ケアハウスは軽費老人ホーム関係法令に基づき入居者が心身ともに充実した明るい生活を送ることができるように施設を利用して頂き、生活の安定並びに生活の充実を図ることを目的としています。
- (3) 施設の名称 軽費老人ホーム ケアハウス剣崎 (以下、施設という)
- (4) 施設の所在地 石川県白山市剣崎町1488番地
- (5) 電話番号 (076) 275-6688
- (6) 施設長(管理者)氏名 中村 眞佐子
- (7) 当施設の運営方針
高齢者の特性に配慮した住み良い住居と生活の基となるサービスを提供し、入居者の自主性を尊重して、明るく、心豊かに生活できるように支援に努めます。
- (8) 開設年月 平成17年4月1日
- (9) 入居定員 ケアハウス定員50名(特定施設入居者生活介護含む)

3. 施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 4階建
- (2) 建物の延べ床面積 3361,48㎡
- (3) 併設事業
当施設では、次の事業を併設して実施しています。
 - 特定施設入居者生活介護 ○ 介護予防特定入居者生活介護
 - 短期入所者生活介護 ○ 介護予防短期入所生活介護

4. 居室等の概要

- (1) 居室等の概要
当施設では以下の居室・設備をご用意しています。
居室は、全室個室、ミニキッチン・洗面・トイレ付です。但し、入居者の心身の状況や居室の空き状況等により、居室が決定されますので居室を指定するなどご希望に沿えない場合もあります。

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	44室	1階 20室 2階 11室 3階 13室
夫婦部屋	3室	2階 1室 3階 2室
合計	47室	
相談室	1室	
食堂	1室	
談話室・娯楽室・集会室	1室	
浴室	3室	一般浴室 個浴

(2) 居室の変更：入居者及び身元保証人から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、入居者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、入居者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

5. 職員の配置状況

施設は、「石川県の定める条例施行規則」（平成24年12月27日規則第51号）に示された所定の従業者の職種、員数を配置しています。

(1) 主な職員の配置状況 ※職員の配置については、規則を遵守しています。

職種	常勤換算	備考
1. 施設長（管理者）	1名	兼務可
2. 介護職員	1名	兼務可
3. 生活相談員	1名	兼務可
4. 事務員	1名	兼務可
5. 栄養士	1名	
6. 調理員等	1名	

(2) 主な職種の勤務体制

職種	勤務体制		
1. 介護職員	日勤	8:30～17:30	1名
2. 生活相談員	日勤	8:30～17:30	1名
3. 栄養士	日勤	8:30～17:30	1名

日曜日は、上記と異なります。

6. 当施設が提供するサービス

<提供サービスの概要>

① 食事提供について

・食事は、食堂にて食事を摂っていただくことを原則としています。

（食事時間） 朝食 8:00～9:00

昼食 12:00～13:00

夕食 18:00～19:00

※但し、自分で運搬し、かつ決められた食事時間内に食器を返却する場合は、居室で食事をすることが可能です。

② 入浴について

・入居者が身体の清潔を維持し、心身ともに快適な生活を営むことができるように共同

浴室は週4回（月、水、金、土）入浴機会を提供致します。

- ・個人浴室は、毎日利用が可能です（9時～20時）。利用されるときは、必ず職員に声をかけてください。
- ・ヘルパー介助で入浴を希望される場合は、個人浴室の利用となります。
- ・シャンプー、リンス、石鹸、カミソリ、洗面器等は各自で準備してください。

③ 相談・援助

- ・入居者またはその家族に対し、日常生活上の相談をうけます。また、在宅福祉サービスの活用など必要な助言やその他の援助をいたします。

④ 健康管理

- ・一年に1回結核検診を実施します。また、入居者から健康に係る相談を受けたときは、速やかに医療機関等の紹介など必要な援助を行います。

⑤ 自主活動への協力

- ・入居者の自主活動についてのご相談等をお受けすることや助言、協力を推進します。

⑥ その他

- ・県の定める「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例」「石川県軽費老人ホーム利用料等取扱基準」等に基づいて必要とされるサービス

7. ケアハウス利用にあたってのサービス料金

（石川県軽費老人ホーム利用料取扱い基準に基づく）

サービス提供費区分	* 対象収入による階層区分	1か月分利用料金	利用料内訳		
		(A+B+C)円	事務費(A)円	生活費(B)円	管理費(C)円
1	1,500,000 円以下	75,500	10,000	44,500	21,000
2	1,500,001 円 ～ 1,600,000 円	78,500	13,000	44,500	21,000
3	1,600,001 円 ～ 1,700,000 円	81,500	16,000	44,500	21,000
4	1,700,001 円 ～ 1,800,000 円	84,500	19,000	44,500	21,000
5	1,800,001 円 ～ 1,900,000 円	87,500	22,000	44,500	21,000
6	1,900,001 円 ～ 2,000,000 円	90,500	25,000	44,500	21,000
7	2,000,001 円 ～ 2,100,000 円	95,500	30,000	44,500	21,000
8	2,100,001 円 ～ 2,200,000 円	100,500	35,000	44,500	21,000
9	2,200,001 円 ～ 2,300,000 円	105,500	40,000	44,500	21,000
10	2,300,001 円 ～ 2,400,000 円	110,500	45,000	44,500	21,000
11	2,400,001 円 ～ 2,500,000 円	115,500	50,000	44,500	21,000
12	2,500,001 円 ～ 2,600,000 円	122,500	57,000	44,500	21,000
13	2,600,001 円 ～ 2,700,000 円	129,500	64,000	44,500	21,000
14	2,700,001 以上	135,100	69,600	44,500	21,000

※サービスの提供に要する費用（事務費）については、助成制度のため前年度の対象収入により、金額が変動する場合があります。入居時及び年1回、利用料認定に要する下記の資料を提出いただきます。

<収入額認定>

- ・前年分の所得税確定申告の写し
- ・確定申告のない場合、年金の振り込まれている通帳の写し又は所得の源泉徴収票、その他収入を証明できる書類

<必要経費認定>

- ・租税、医療費、介護保険利用料（自己負担分）、社会保険料等の領収書
- ・その他必要経費を証明できる書類
- ・その他施設が指定した書類

※生活費において、冬季(11月から翌3月まで)には、冬季加算（暖房費）として1ヶ月あたり4,000円が追加されます。

※施設は、県の定める基準に改正若しくは変更が生じた場合、それに基づき利用料を改訂します。

8. 対象とならないサービスと利用料金

以下のサービスは、利用料金の全額が入居者または契約者の負担となります。

ア. 特別な食事

- ・入居者が希望した特別な食事の実費

イ. アクティビティ

- ・入居者の希望により参加していただいた場合の材料費等の実費
- ・行事にも一部、個人実費を頂くものもあります。

ウ. 複写物の交付

- ・入居者は、サービスの提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には、1枚につき10円をご負担いただきます。

エ. 日常生活上必要となる物品等

- ・日用品（ティッシュ、トイレットペーパー、入浴用品、乾電池等）、排泄用品、理髪代、新聞代、喫茶や嗜好品代等個人の希望により利用するものなど。

オ. 小口現金(預り金)管理事務費

- ・ケアハウス預り金管理規程による利用料金:月額1,000円にて、入居者に日常生活必需品の購入の為に小口現金をお預かりします（原則50,000までとします）。

カ. 共同洗濯機・乾燥機の使用料

- ・洗濯室の洗濯機や乾燥機を使用する場合は、有料となります。洗剤等も各自でご用意してください。なお、クリーニング用品は、定期的に業者がくるので、各自でご利用ください。

キ. 居室内での光熱水費

- ・電気代（基本料金4,000円＋使用料に消費税）
- ・電話代（基本料金1,100円＋使用料に消費税）
- ・水道料一律（2,200円）

ク. 環境代

- ・施設入居中のゴミ処理等に係る費用として1日30円、日額計算で負担いただきます。

ケ. 服薬管理費

- ・入居者の希望による服薬管理を依頼された場合は、月額 1,000 円をご負担頂きます。
- コ. インフルエンザ予防接種について
- ・感染症予防のため、特別な理由がない限り予防接種を受けていただきます。
- サ. 入居保証金
- ・入居する際に、入居保証金として 300,000 円を預かります。(2 人部屋については、400,000 円を預かります) 但し、退居時の居室における原状回復費、(クリーニング含む) 及び利用料等の滞納費にあてることができるものとします。

9. 支払期日及び支払方法

(1) 支払期日

前記の 7. ケアハウス利用にあたってのサービス利用料金、8. 対象とならないサービスの利用料金については、料金を、1 か月ごとに計算しご請求します。なお、1 か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額となります。

(2) 支払方法

金融機関口座からの自動引き落としとなります。毎月、27 日に引き落としされますので、ご確認ください (手数料は、施設が負担します)。

10. 入居中の医療の提供について

- (1) 医療を必要とする場合は、入居者又は身元保証人の希望により、下記協力医療機関において診療や治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・治療を義務づけるものでもありません。)

協力医療機関

医療機関の名称	公立松任石川中央病院
所在地	石川県白山市倉光 3 丁目 8 番地
診療科	内科、神経科、消化器科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、歯科 等 17 科

(2) 服薬管理について

服薬管理が難しくなり、適切な服薬が出来なくなった場合、当施設の服薬管理サービスを利用する事ができます。

また、利用者やご家族による受診が困難になり、往診を希望される場合は、ご家族で主治医又は当施設に相談し、手続きを行って下さい。基本的に往診時に看護師が付くことはありませんが、往診時に看護師の付き添いを望まれる場合は、別途料金が発生します。

(3) 服薬管理サービス・往診時付き添いサービス利用の申込みについて

- ・「薬の服薬管理に関する同意書」に署名・捺印をし、コピーしたものを利用者または保証人、原本を施設が保管します。
- ・「往診時看護師付き添い同意書」に署名・捺印し、コピーしたものを利用者又は保証人、原本を施設が保管します。

- ・服薬管理サービスは月額 1,000 円、往診時看護師付き添いは 1 回 500 円いただきます。

1 1. 居室への立ち入り

施設は、居室の保全、衛生、防犯、防火その他管理上必要があると認められる場合は、入居者の承諾を得て、いつでも居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。但し、健康状態や災害上緊急の場合は、入居者の承諾を得ないで立ち入ることができるものとします。

1 2. サービス提供における施設の義務

当施設では、入居者に対してサービスを提供するにあたって、次のことに配慮します。

- ① 入居者の生命、身体、財産の安全・確保にできる限り配慮します。
- ② 入居者が要介護認定を受け、他のサービス事業所等を利用しながら生活される場合、そのサービス事業所等との連絡・調整など連携を行います。
- ③ 入居者に提供したサービスの記録については、5 年間保管するとともに、入居者若しくは身元保証人の請求に応じて閲覧、又は複写物を交付します。
- ④ 入居者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行いません。但し、入居者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適切な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ 施設及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するに当たって知り得た入居者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。ただし、入居者に緊急な医療上の情報提供の必要性がある場合には、医療機関等に入居者の心身等の情報を提供します。又、入居者の円滑な退居のための援助を行う際には、在宅サービス事業者その他への情報提供を行うために、あらかじめご家族等の情報提供をおこなうにあたり、文章をもちいて入居者・ご家族への同意を得ることとします。

1 3. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

施設又は入居者が次の各号のいずれかに該当する場合契約の解除又は終了とすることができるものとします。

- ① 入居者が死亡した場合。
- ② 施設が破産した場合、又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合。
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、入居者に対するサービス提供が不可能になった場合。
- ④ 施設が指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合。
- ⑤ 入居者から退居の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください）。
- ⑥ 施設から退居の申し出（中途解約・契約解除）。

(1) 入居者からの退居の申し出（中途解約・契約解除）

入居者又は身元保証人から退居を申し出ることができます。その場合には、退居を希望する日の 1 ヶ月前までに利用解約届をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① サービスの利用料金の変更に同意できない場合。
- ② 入居者が入院された退院の見込みがない場合。

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：30

ただし、緊急の場合は随時受け付けます。また、ご意見箱も設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付期間

白山市役所 介護保険担当課	所在地 電話番号 受付時間	〒924-8688 石川県白山市倉光2丁目1番地 (076) 274-9529 F A X (076) 275-2211 8：30～17：15 (月曜日～金曜日、祝休日、年末年始除く)
石川県国民健康保険 団体連合会	所在地 電話番号 受付時間	〒920-0968 石川県金沢市幸町12-1 幸町庁舎4F (076) 231-1110 F A X (076) 231-1601 9：00～17：00 (月曜日～金曜日、祝休日、年末年始除く)
石川県社会福祉協議会	所在地 電話番号 受付時間	〒920-8557 石川県金沢市本多町3丁目1番10号 (076) 224-1212 F A X (076) 222-8900 9：00～17：00

16. 事故発生時の対応について

施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入居者のご家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

17. 緊急時における対応について

サービス提供中における入居者の病状の急変が生じた場合やその他必要な場合には速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行うなど必要な措置を講じます。

病院・クリニック等への通院時（送迎）の付き添いについて

◆ 医療機関への通院・受診・付き添いは、原則ご家族の対応となります。但し、困難な場合は外部サービスを利用、又は職員が有料で通院の送迎・付添を行う事も出来ます。

◎緊急で病院の受診が必要となり、職員の付き添いを希望される場合

(病院に家族様が来られて交替できるまでも含む)

日中(9:00～17:00) 1時間 2,000円

夜間(17:00～9:00) 1時間 3,000円

◎医療機関受診の際の車の送迎について

施設より4.9km内 → 片道500円

施設より5km以上9.9km内 → 片道1,000円

施設より10km以上 → 片道1,500円

◎その他

緊急時に救急車で搬送される際に職員が同乗した場合、職員が施設に帰る際のタクシー代金は、入居者様ご本人の負担となります。

18. 損害賠償について

施設において、施設の責任により入居者に生じた損害については、施設は速やかにその損害を賠償致します。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、入居者に故意又は過失が認められる場合には、入居者の置かれた心身の状況を斟酌し相

当と認められるときに限り施設の損害賠償責任を減じる場合があります。又、施設の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません（天災、火災、盗難その他不可抗力、外出中の不慮の事故も責任を負いません）。

19. 非常災害時の対応

施設が別に定める消防計画に基づき対応するとともに、防火管理者を置き火災訓練を年2回以上実施し、職員に対して防火教育等を行います。また利用者も含めた各災害（風水害・地震）の総合訓練も定期的に実施します。

20. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、他の入居者の方々との共同生活の場として、快適性・安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込み制限

入居にあたり以下の物は持ち込むことができません。

ペット、危険物（石油、ガストーブなどの火気類）、銃、刀剣類、薬物（麻薬・大麻等）

(2) 面会時間

・面会時間は、9:00～20:00とします。

・来訪者は、必ずその都度「面会届」に記入をお願いします。

・玄関が閉まっている場合はインターホンでお知らせください。

・来訪される方が体調を崩されている場合など面会を遠慮して頂く場合があります。

※緊急の場合はこの限りではありません。

(3) 外出・外泊

外出される場合は、出て行かれる際に職員に声をかけてください。外泊される場合は、外泊届に記入をお願いします。

(4) 食事

食事が不要の場合は、3日前までにお申し出ください。3日前までに申し出があった場合には、食材料費のご負担は必要ありません。

(5) 現金等の管理

現金や貴重品等を居室などで管理される場合は、その紛失については責任を負いかねます。

(6) 医療機関への通院・受診

医療機関に通院、受診する場合は、原則ご家族の対応となります。但し、困難な場合は外部サービスを利用、又は職員が有料で通院の送迎・付添を行う事も出来ます。料金等は生活の手引きを参照。

(7) 施設・設備の使用上の注意

①居室及び共用施設、敷地はその本来の用途に従って利用してください。居室内の改装される場合は、必ず事務所に申し出てください。退居時は、原状に復していただきます。

②故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、設備を壊したり汚したりした場合には、入居者の自己負担により原状に復していただくか、または、相当の代価をお支払を頂く場合があります。

③施設内の共用部に個人の私有物を置かないでください。また、下着や寝間着などで共用部

を利用することは禁止します。

④ 安全管理上、居室の鍵について、スペアキーは作らないでください。

(8) 入居者に対するサービスの実施及び安全衛生管理上の必要があると認められた場合には、入居者の居室に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。

但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について十分な配慮を行います。

(9) 居室内の清掃やゴミ等については、ご本人或いはご家族の管理とさせていただきます。

(10) 施設の職員や他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(11) 施設内は禁煙です。

以上、ケアハウス剣崎におけるサービス提供の開始に際し、本書面にあげられた重要事項の説明を行い、交付しました。

令和 年 月 日

ケアハウス剣崎 職名 生活相談員

説明者 氏名 _____ (印)

私は、本書面に基づいて事業者からケアハウス剣崎のサービス提供の開始に際し、重要事項の説明を受け、同意し、当該書類を受領いたしました。

入居者 住所 _____

氏名 _____ (印)

身元保証人 住所 _____

氏名 _____ (印)